

[別紙1]

リモートオフィス環境整備支援補助金の事務手続きについて

1. 交付申請書の提出

○交付申請書、様式第1号「事業計画書」、様式第2号「収支予算書」及び添付書類を下記提出先に郵送又は持参してください。

* 交付申請にあたっては、とっとり小規模ラボを設置する市町村とあらかじめ協議してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

4. 実績報告書提出 (完了から30日以内)

【事業を中止・廃止した場合の実績報告書の提出】

事業を中止・廃止した場合は、その日から30日以内に実績報告書を提出してください。

○実績報告書は、下記提出先に郵送又は持参してください。

資料提出・問い合わせ先

商工労働部・立地戦略課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

0857 - 26 - 8088 ritti@pref.tottori.lg.jp